

【表紙】	
【提出書類】	大量保有報告書
【根拠条文】	法第27条の26第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	ドイツ証券株式会社 代表取締役社長 本間 民夫
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区永田町二丁目11番1号 山王パークタワー
【報告義務発生日】	令和3年1月29日
【提出日】	令和3年2月4日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	2
【提出形態】	連名
【変更報告書提出事由】	

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	森トラスト・ホテルリート投資法人
証券コード	3478
上場・店頭の間	上場
上場金融商品取引所	東京

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

（1）【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の間	法人（株式会社）
氏名又は名称	ドイツ銀行 ロンドン支店（Deutsche Bank Aktiengesellschaft, London）
住所又は本店所在地	Winchester House, 1 Great Winchester Street, London EC2N 2DB, England, UK
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	昭和27年9月27日
代表者氏名	クリスティアン・ゼーヴィング（Christian Sewing）
代表者役職	最高経営責任者（CEO）
事業内容	銀行業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	ドイツ証券株式会社 コンプライアンス統括部 平山 みどり
電話番号	03-5156-7748

（2）【保有目的】

証券業務及びその付随業務としての貸借取引等のディーリング業務等（発行会社の事業活動を支配する目的又は重要提案行為等を行う目的は有さない）

（3）【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
--	-------------------	--------------------	--------------------

株券又は投資証券等（株・口）	3		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等（株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O 3	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		0
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		3
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		0

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （令和3年1月29日現在）	V 500,000
上記提出者の株券等保有割合（％） （T/（U+V）×100）	0.00
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）	

（４）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

２【提出者（大量保有者）／２】

（１）【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	DWS インベストメンツ オーストラリア リミテッド（DWS Investments Australia Limited）
住所又は本店所在地	Corner of Hunter and Phillip Streets, Deutsche Bank Place, Level 16 2000 Sydney Australia

旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成8年7月30日
代表者氏名	クリス・ロビンソン (Chris Robinson)
代表者役職	取締役
事業内容	投資信託委託業、投資顧問業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	ドイツ証券株式会社 コンプライアンス統括部 平山 みどり
電話番号	03-5156-7748

(2) 【保有目的】

証券投資一任契約その他の契約に基づく顧客資産の運用を目的とした保有

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）	0		25,337
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	0 0	P	Q 25,337
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		

共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S	0
保有株券等の数（総数） （ $0+P+Q-R-S$ ）	T	25,337
保有潜在株券等の数 （ $A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N$ ）	U	0

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （令和3年1月29日現在）	V	500,000
上記提出者の株券等保有割合（％） （ $T/(U+V) \times 100$ ）		5.07
直前の報告書に記載された株券等保有割合（％）		

（４）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

第３【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

第４【提出者及び共同保有者に関する総括表】

１【提出者及び共同保有者】

- （１）ドイツ銀行 ロンドン支店（Deutsche Bank Aktiengesellschaft, London）
（２）DWS インベストメンツ オーストラリア リミテッド（DWS Investments Australia Limited）

２【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

（１）【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）	3		25,337
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L

対象有価証券償還社債	F		M		
他社株等転換株券	G		N		
合計（株・口）	O	3	P	Q	25,337
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R	0			
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S	0			
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T	25,340			
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U	0			

（２）【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （令和3年1月29日現在）	V	500,000
上記提出者の株券等保有割合（％） （T / （U+V） × 100）		5.07
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）		

（３）【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数（総数） （株・口）	株券等保有割合（％）
ドイツ銀行 ロンドン支店（Deutsche Bank Aktiengesellschaft, London）	3	0.00
DWS インベストメンツ オーストラリア リミテッド（DWS Investments Australia Limited）	25,337	5.07
合計	25,340	5.07